



商工会ニュースやまだ



【令和5年度通常総会（山田中央公民館2階小ホール）】

目次

- 令和5年度通常総会、中小企業退職金共済
- 平成5年度雇用保険料率のご案内
- 中小企業者等事業継続緊急支援金のご案内
- 岩手県景気動向指数・小規模企業景気動向調査
- 全国中小企業動向調査結果
- 最低賃金のお知らせ、小規模企業共済、職員異動のお知らせ

令和5年度通常総会

5月24日(水)山田町中央公民館2階小ホールにおいて、新型コロナウイルス感染症の防止対策を講じ、令和5年度通常総会を開催いたしました。会員(委任含む)225名、来賓9名が出席しました。

開会にあたり山崎会長が挨拶を述べ、続いて来賓を代表して佐藤信逸 山田町長、植野歩未 岩手県沿岸広域振興局副局長、高橋富一 岩手県商工会連合会長(代理 小松山久男 理事)、鈴木俊一 財務大臣(代理 大井美由紀 秘書)が祝辞を述べました。



山崎会長

【提出議案】

- ・ 令和4年度事業報告書、収支決算書、貸借対照表、財産目録の承認について
- ・ 令和5年度事業計画及び収支予算の決定について
- ・ 令和5年度借入金最高限度額及び取引金融機関の決定について
- ・ 役員の補欠選任について

役員には、阿部佳津久さん(山田町商工会青年部長)が新たに理事に選任されました。

令和5年度の重点事業は以下のとおり

1 事業再構築や販路拡大支援等によるコロナ禍等の早期克服支援

- ・ コロナ禍での事業継続やコロナ後を見据えたビジネスモデル見直し支援
- ・ 商品開発や販路拡大支援
- ・ 被災地経済の活力強化支援

2 次世代の地域経済を牽引する中小・小規模事業者の創出支援

- ・ 生産性向上支援 ・ 創業、事業承継支援 ・ デジタル化、DXの推進等による企業の労働生産性の向上

3 組織改革の推進による実効性の高い組織体制の整備

- ・ 商工会改革のための行動指針及び中期計画に基づく県下統一行動への取り組み
- ・ 事業峻別、事業改善 ・ 役職員の人材育成の強化

中小企業退職金共済



事業主さん

安心・有利・手軽な
国の退職金制度を活用しませんか。



中退共 CHU TAI 共 KYO
小企業 退職金 共済制度

詳しくは
ホームページをご覧ください。

<p>国の退職金制度 掛金の一部を国が助成します。</p>	<p>掛金は全額非課税 手数料もかかりません。</p>	<p>外部積立型で管理も簡単 退職金試算額などをお知らせします。</p>
--	--	---

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

「令和5年度雇用保険料率」のご案内

令和5年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。）。
 - ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

＜令和5年度の雇用保険料率＞

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	①	②		①+② 雇用保険料率	
		労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率		雇用保険二事業 の保険料率
一般の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

中小企業者等事業継続緊急支援金のご案内

申請受付期日が、6月20日（火）までとなっております!!

申請書類は、ホームページ【<https://iwate-shien-r5.com/>】から取得可能です。また、商工会でもご用意しております。期日までに書類不備がありますと申請受付出来ませんので、申請される事業者様は、お早目に商工会までご提出くださいますよう宜しくお願い致します。

岩手県内のエネルギー価格高騰の影響を受けている中小企業者の皆さまへ

中小企業者等 事業継続緊急支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少に加え、エネルギー類の価格高騰の影響を受けている中小企業者の皆さまの事業継続に向けて支援金を支給します。

支給要件

3つの要件をいずれも満たしている必要があります

<p style="text-align: center; color: #4CAF50;">要件① [売上減少]</p> <p>令和4年10月から令和5年3月までの期間のうち、いずれか1か月の売上が令和1年10月から令和4年3月までの任意の年の同月比で20%以上減少</p>	<p style="text-align: center; color: #4CAF50;">要件② [エネルギー価格の上昇]</p> <p>売上が20%以上減少した月に、事業のために支払ったエネルギーの単価が前年同月の単価と比較して増加している</p>	<p style="text-align: center; color: #4CAF50;">要件③ [事業継続]</p> <p>申請時点において事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること</p>
--	---	---

対象者

県内に本店所在地(個人の場合は住所)がある中小企業者等

対象とならない事業者

- 大企業及びみなし大企業
- 農林漁業収入を主とする事業者
- 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- その他 支給基準を満たさない事業者

支給額

法人等 **15万円** 個人事業者 **7.5万円**

※事業者単位での支給です(店舗等の事業所単位ではありません)

申請期間

令和5年**3月20日(月)**～
6月20日(火)

※日祝日を除く

申請方法

- 申請書類は、「法人:本店所在地」「個人:確定申告書に記載している住所」にある商工会議所・商工会に提出してください。
- 申請書の様式等は、3月10日(金)以降、商工会議所・商工会及びホームページ等でお知らせします。
- 申請書の書き方が分からない場合や申請手続きの確認等は下記コールセンターにご相談ください。

募集要項は、下記特設ホームページから取得できます。又は商工会議所・商工会でも配布しています。

コールセンター

TEL:050-3646-9151

【受付時間】9:30-17:00
※土日祝日を除く

特設ホームページ

http://iwate-shien-r5.com/



よくあるご質問



Q1.

募集要項はどこで取得できますか？

- 下記の特設ホームページから取得できます。又は、商工会議所・商工会でも配布します。

<http://iwate-shien-r5.com/>



Q2.

申請書の書き方が分からないのですが？

- コールセンターにご相談ください。募集要項をよく確認の上、申請書の作成をお願いします。

TEL:050-3646-9151 【受付時間】9:30-17:00 ※土日祝日を除く

Q3.

申請にはどのような書類が必要ですか？

- 以下の書類が必要となります。詳細については、募集要項または特設ホームページでご確認いただくか、コールセンターへお問い合わせください。

申請に必要な主な書類	法人	個人
① 提出書類一覧表	●	●
② 中小企業者等事業継続緊急支援金申請書兼請求書	●	●
③ 支給要件確認表	●	●
④ 誓約書	●	●
⑤ 確定申告書の写し(所得税)【比較する月を含む事業年度のもの(⑥⑦も同様)】	●	●
⑥ 法人事業概況説明書の写し(2枚)	●	
⑦ 所得税青色申告決算書又は、白色収支内訳書の写し		●
⑧ 売上減少が分かる売上台帳等(対象月のもの)	●	●
⑨ 売上が減少した月と同月のエネルギー料金の請求書・領収証等の写し (令和4年10月分～令和5年3月までの請求書・領収証等)	●	●
⑩ 履歴事項全部証明書の原本又は、写し(申請時から3ヶ月以内に発行されたもの)	●	
⑪ 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードの表面)の写しのいずれかひとつ (有効期限が令和5年6月20日までであるもの)		●
⑫ 振込先が分かる通帳の表面と中面の振込先名がカタカナ表記のページの写し ※ネット銀行の場合は、金融機関名、口座番号、名義が分かるページの写し	●	●

Q4.

どのエネルギーが対象になりますか？

- 事業のために支払った、主に電気代、ガス代(プロパンガス、都市ガス)、燃料代(ガソリン、軽油、灯油、重油)などが対象です。

Q5.

新規開業は対象となりますか？

- 新規開業なども特例によって対象となる場合があります。募集要項または特設ホームページでご確認いただくか、コールセンターへお問い合わせください。

岩手県景気動向指数

新規求人人数(上段)及び新規求人倍率(下段)(人、倍)

	4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月
岩手県	10,934	11,293	11,175	11,034	10,685	10,815	11,421	11,111	10,759	12,198	11,628	10,445
季節調整値	2.12	2.07	2.14	2.14	2.20	2.15	2.22	2.20	2.09	1.96	2.13	2.00
宮古	610	527	549	584	523	517	574	532	530	710	568	504
	1.37	1.56	1.78	2.39	2.11	1.82	2.00	1.87	2.13	2.11	0.89	1.17

出典:岩手労働局

所定外労働時間(全産業)(月当り時間)

	4年 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月
岩手県	12.2	12.0	12.2	12.0	12.0	12.7	11.9	12.0	11.1	10.6	11.1	10.5

出典:岩手県ふるさと振興部

常用雇用指数(全産業)(令和2年=100)

	4年 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月
岩手県	98.3	99.4	98.6	100.7	100.5	100.8	100.5	99.7	100.9	101.2	102.3	101.7

出典:岩手県ふるさと振興部

小規模企業景気動向調査(DI)

DI(景気動向指数)は、増加(好転)企業割合から減少(悪化)企業割合を差し引いた値です。

	4年										5年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
売上額	産業全体	▲22.2	▲7.2	▲3.6	▲10.0	▲11.0	▲4.0	▲2.2	▲0.7	2.5	▲3.6	0.8	6.1
	製造	▲21.1	▲6.1	▲3.5	▲5.6	▲8.2	▲3.7	▲1.1	1.4	2.6	▲0.4	4.9	10.4
	建設	▲20.3	▲5.3	▲1.7	▲10.2	▲8.2	0.7	▲1.4	3.3	7.1	▲0.5	3.9	6.4
	小売	▲28.7	▲16.4	▲9.9	▲12.0	▲19.7	▲10.7	▲12.4	▲13.8	▲5.2	▲12.6	▲9.6	▲21
	サービス	▲18.8	▲1.0	0.6	▲12.3	▲8.1	▲2.3	6.0	6.2	5.5	▲1.1	3.9	9.5
採算	産業全体	▲51.5	▲49.0	▲48.4	▲51.4	▲47.9	▲46.0	▲46.2	▲45.2	▲42.4	▲50.5	▲45.7	▲41.0
	製造	▲56.2	▲59.6	▲55.3	▲54.8	▲55.4	▲55.6	▲54.0	▲50.1	▲49.3	▲54.9	▲51.7	▲45.2
	建設	▲59.0	▲56.9	▲57.1	▲60.2	▲56.4	▲48.1	▲53.9	▲49.0	▲40.7	▲52.3	▲45.4	▲44.3
	小売	▲52.2	▲50.0	▲48.7	▲50.3	▲49.9	▲50.6	▲50.8	▲54.9	▲49.7	▲57.1	▲50.4	▲46.5
	サービス	▲38.3	▲29.4	▲32.4	▲40.2	▲30.0	▲29.9	▲26.2	▲26.9	▲29.9	▲37.5	▲35.4	▲28.0
資金繰り	産業全体	▲37.7	▲33.6	▲37.4	▲40.0	▲37.1	▲34.9	▲35.6	▲35.0	▲32.7	▲37.7	▲35.9	▲32.7
	製造	▲43.6	▲40.2	▲42.8	▲40.6	▲43.2	▲46.0	▲42.9	▲39.3	▲37.9	▲39.9	▲38.2	▲31.1
	建設	▲38.9	▲39.3	▲43.7	▲48.6	▲43.1	▲34.4	▲37.8	▲35.5	▲30.8	▲37.8	▲34.9	▲39.8
	小売	▲38.3	▲35.1	▲40.6	▲40.0	▲38.9	▲37.7	▲40.3	▲43.9	▲38.7	▲45.9	▲43.0	▲37.5
	サービス	▲30.3	▲20.1	▲22.6	▲30.8	▲23.0	▲21.6	▲21.4	▲26.9	▲23.4	▲27.1	▲27.6	▲22.1
業況	産業全体	▲42.1	▲32.3	▲34.3	▲38.5	▲34.6	▲30.5	▲30.1	▲30.8	▲27.7	▲33.5	▲29.9	▲23.3
	製造	▲47.4	▲41.4	▲42.4	▲40.8	▲40.7	▲37.5	▲34.8	▲35.1	▲31.9	▲34.8	▲32.1	▲24.3
	建設	▲46.0	▲34.6	▲34.0	▲42.1	▲35.6	▲28.3	▲33.2	▲30.8	▲27.9	▲35.5	▲25.7	▲25.0
	小売	▲44.9	▲39.2	▲42.1	▲40.6	▲42.4	▲38.8	▲38.7	▲44.2	▲36.1	▲43.1	▲39.9	▲31.2
	サービス	▲30.2	▲13.8	▲18.6	▲30.5	▲19.4	▲17.4	▲13.7	▲13.4	▲14.7	▲20.4	▲21.8	▲12.5

出典:全国商工会連合会 産業政策部 産業政策課

全国中小企業動向調査結果

業種別売上D Iの推移

	R4/7-9	10-12	R5/1-3	4-6
全業種	▲17.3	▲11.6	▲3.6	▲4.3
製造	▲9.5	▲9.1	▲7.6	▲14.4
卸売	▲16.7	▲5.8	▲1.9	▲7.6
小売	▲22.1	▲17.8	▲12.5	▲12.8
飲食・宿泊	▲0.1	8.1	36.7	38.5
サービス	▲26.3	▲21.7	▲11.4	▲6.5
情報通信	▲16.7	▲14.7	2.9	5.9
建設	▲25.3	▲19.3	▲22.0	▲25.6
運輸	▲13.0	16.3	3.4	6.9
非製造	▲18.5	▲12.0	▲2.9	▲2.5

業種別採算D Iの推移

	R4/7-9	10-12	R5/1-3	4-6
全業種	▲29.4	▲21.9	▲24.3	▲21.0
製造	▲23.9	▲20.2	▲21.4	▲24.9
卸売	▲19.5	▲14.5	▲20.8	▲17.8
小売	▲34.1	▲25.9	▲25.3	▲22.4
飲食・宿泊	▲46.6	▲35.3	▲34.4	▲25.0
サービス	▲24.7	▲19.0	▲26.0	▲16.9
情報通信	▲16.7	0.0	▲1.4	10.0
建設	▲19.1	▲12.4	▲16.2	▲21.7
運輸	▲45.3	▲24.6	▲26.0	▲18.8
非製造	▲30.4	▲22.1	▲24.9	▲20.3

業種別資金繰りD Iの推移

	R4/7-9	10-12	R5/1-3	4-6
全業種	▲27.9	▲23.9	▲25.7	▲23.6
製造	▲26.0	▲22.2	▲24.7	▲28.6
卸売	▲22.6	▲22.3	▲24.3	▲23.3
小売	▲31.8	▲26.1	▲27.2	▲27.1
飲食・宿泊	▲38.8	▲28.6	▲27.4	▲21.5
サービス	▲25.7	▲25.1	▲25.5	▲18.0
情報通信	▲15.3	▲18.7	▲15.7	▲10.0
建設	▲18.5	▲17.5	▲25.6	▲25.5
運輸	▲25.6	▲14.4	▲19.9	▲16.6
非製造	▲28.2	▲24.2	▲25.9	▲22.7

業種別設備投資実施企業割合の推移

	R4/7-9	10-12	R5/1-3
全業種	12.7	13.6	11.4
製造	12.9	11.9	11.5
卸売	9.2	9.0	9.5
小売	10.7	12.5	9.5
飲食・宿泊	18.4	18.9	14.2
サービス	11.7	14.1	11.5
情報通信	13.1	18.4	15.7
建設	12.5	13.7	11.2
運輸	16.4	13.2	15.1
非製造	12.6	13.9	11.3

業種別販売価格D Iの推移

	R4/7-9	10-12	R5/1-3	4-6
全業種	19.4	26.2	26.7	26.0
製造	22.2	27.3	23.5	20.1
卸売	44.5	43.2	45.4	42.7
小売	32.1	39.6	38.7	35.3
飲食・宿泊	22.4	38.8	41.8	40.8
サービス	▲2.0	1.6	7.9	10.7
情報通信	▲1.2	▲2.6	0.0	7.1
建設	11.6	20.0	13.1	15.2
運輸	▲5.2	2.2	3.5	9.2
非製造	19.0	26.1	27.2	27.1

業種別仕入価格D Iの推移

	R4/7-9	10-12	R5/1-3	4-6
全業種	70.9	75.3	75.2	73.2
製造	85.7	85.6	83.6	77.5
卸売	76.5	78.7	76.5	73.0
小売	66.2	74.9	71.7	69.8
飲食・宿泊	89.1	91.2	92.3	91.7
サービス	47.2	54.1	59.6	61.3
情報通信	34.1	35.1	49.3	50.0
建設	79.1	83.0	80.3	76.5
運輸	67.9	71.1	66.0	62.0
非製造	68.3	73.6	73.7	72.4

※ 4-6は見通し

出典：日本政策金融公庫総合研究所

最低賃金のお知らせ

知っていますか？
自分の最低賃金

岩手県 最低賃金 **854 円** (時間額)
(令和4年10月20日から)

会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と雇う人のためのルールです！



- 1 時間給の場合 時間給 \geq 最低賃金額 (時間額)
- 2 日給の場合 日給 \div 1日の平均所定労働時間 = 時間給 \geq 最低賃金額 (時間額)
- 3 月給の場合 月給 \div 1か月の平均所定労働時間 = 時間給 \geq 最低賃金額 (時間額)
- 4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合 (例) 基本給が日給で、各手当が月給の場合
 - ① 基本給 (日給) \rightarrow 2 の計算で時間額を出す
 - ② 各手当 (月給) \rightarrow 3 の計算で時間額を出す
 - ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額 (時間額)

小規模企業共済

○経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主 (共同経営者を含む) または会社等の役員の方が加入できます。

○掛金は全額所得控除

「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

○受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。



職員異動のお知らせ



経営指導員 小倉 由記

令和5年4月1日採用

4月1日付けで一戸町商工会より異動して参りました。
山田町、会員の皆様の支援に努めて参りますのでよろしく
お願い致します。